

# 高知県公報

発行  
高知県  
高知市丸ノ内  
一丁目2番20号  
発行日  
毎週2回  
(火曜日・金曜日)

## 目次

告 示		ページ
○牛のヨーネ病の発生	(畜産振興課)	1
○保安林の指定予定の通知 (8件)	(治山林道課)	1
○保安林の解除予定の通知	( 〃 )	2
○保安林の指定に係る通知の掲示	( 〃 )	2
○廃棄物の処理及び清掃に関する法律による廃棄物が地下にある土地の区域の指定	(環境対策課)	3
○国土調査の成果の認証	(用地対策課)	3
○道路の区域変更 (2件)	(道 路 課)	3
公 告		
○特定非営利活動法人の定款変更認証の申請	(県民生活・男女共同参画課)	3
○ふぐ処理師試験の実施	(食品・衛生課)	3
高知県収用委員会公告		
○収用及び使用の裁決手続の開始の決定		4
その他		
○地方公務員等共済組合法による平成21年度決算の要旨	(市町村振興課)	6
正 誤		
○正誤 (平22・6・1付け 告示ほか)		7

## 告 示

### 高知県告示第464号

牛のヨーネ病が発生したので、家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第13条第4項の規定により次のとおり告示する。

平成22年7月30日

高知県知事 尾崎 正直

患者

発生頭数	発生場所又は区域	発生年月日	処分

4頭	室戸市	平成22年7月14日	殺処分
----	-----	------------	-----

### 高知県告示第465号

農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

平成22年7月30日

高知県知事 尾崎 正直

- 保安林予定森林の所在場所  
香美市香北町川ノ内字セエガナロ110、111、113、字城首192の1から192の3まで、字橋ヶ谷211
- 指定の目的  
水源のかん養
- 指定施業要件
  - 立木の伐採の方法  
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。  
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。
  - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び香美市役所に備え置いて縦覧に供する。)

### 高知県告示第466号

農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

平成22年7月30日

高知県知事 尾崎 正直

- 保安林予定森林の所在場所  
吾川郡いの町上八川下分字西浦ノ南6212、6223、11825、11826、字西浦ノ下タ11827、小川東津賀才字西ノ谷1399、字西ノ谷ノ中1402、字西ノ谷ノ上1403から1405まで、2535
- 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 指定施業要件
  - 立木の伐採の方法  
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字西浦ノ南6223・字西ノ谷1399(以上2筆について次の図に示す部分に限る。)  
イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めな

い。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及びいの町役場に備え置いて縦覧に供する。)

### 高知県告示第467号

農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

平成22年7月30日

高知県知事 尾崎 正直

- 保安林予定森林の所在場所  
吾川郡仁淀川町坂本字上マツガサコ308、字マツカサコ1445、1446、字マツガサコ1590の1、1596、1598、字ミヤノヲク1603
- 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 指定施業要件
  - 立木の伐採の方法  
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字上マツガサコ308・字マツカサコ1445・1446・字マツガサコ1590の1・1596・1598・字ミヤノヲク1603(以上7筆について次の図に示す部分に限る。)  
イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び仁淀川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

### 高知県告示第468号

農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

平成22年7月30日

高知県知事 尾崎 正直

<p>1 保安林予定森林の所在場所 高岡郡佐川町古畑字モエモンガマ1888番・1889番合併2</p> <p>2 指定の目的 水源のかん養</p> <p>3 指定施業要件</p> <p>(1) 立木の伐採の方法 ア 主伐に係る伐採種は、定めない。 イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。</p> <p>(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。 （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び佐川町役場に備え置いて縦覧に供する。）</p> <p><b>高知県告示第469号</b> 農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。 平成22年7月30日 高知県知事 尾崎 正直</p>	<p>1 保安林予定森林の所在場所 高岡郡樺原町仲洞4511の4、4525の1、4525の2、4527、4673、4687、4688、4691、5152の2、太郎川3774の5、3815の1、3815の2</p> <p>2 指定の目的 水源のかん養</p> <p>3 指定施業要件</p> <p>(1) 立木の伐採の方法 ア 主伐に係る伐採種は、定めない。 イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。</p> <p>(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。 （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び樺原町役場に備え置いて縦覧に供する。）</p> <p><b>高知県告示第471号</b> 農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。 平成22年7月30日 高知県知事 尾崎 正直</p>	<p>規定により告示する。 平成22年7月30日 高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 保安林予定森林の所在場所 高岡郡四万十町井崎字ツエノハタ197、200、1051の1</p> <p>2 指定の目的 土砂の流出の防備</p> <p>3 指定施業要件</p> <p>(1) 立木の伐採の方法 ア 次の森林については、主伐は、択伐による。 宇ツエノハタ197・200・1051の1（以上3筆について次の図に示す部分に限る。） イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。 ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。</p> <p>(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。 （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び四万十町役場に備え置いて縦覧に供する。）</p> <p><b>高知県告示第473号</b> 農林水産大臣から、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。 平成22年7月30日 高知県知事 尾崎 正直</p>
<p>1 保安林予定森林の所在場所 高岡郡樺原町坪野田457、458、520、522</p> <p>2 指定の目的 水源のかん養</p> <p>3 指定施業要件</p> <p>(1) 立木の伐採の方法 ア 主伐に係る伐採種は、定めない。 イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。</p> <p>(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。 （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び樺原町役場に備え置いて縦覧に供する。）</p> <p><b>高知県告示第470号</b> 農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。 平成22年7月30日 高知県知事 尾崎 正直</p>	<p>1 保安林予定森林の所在場所 高岡郡四万十町井崎字ウシヲトシ1133の94、1133の100から1133の113まで、字清水1139の1</p> <p>2 指定の目的 水源のかん養</p> <p>3 指定施業要件</p> <p>(1) 立木の伐採の方法 ア 主伐に係る伐採種は、定めない。 イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。</p> <p>(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。 （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び四万十町役場に備え置いて縦覧に供する。）</p> <p><b>高知県告示第472号</b> 農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の</p>	<p>1 解除予定に係る保安林の所在場所 吾川郡いの町越裏門字竹ノ川166の19</p> <p>2 保安林として指定された目的 水源のかん養</p> <p>3 解除の理由 道路用地とするため</p> <p><b>高知県告示第474号</b> 平成22年7月高知県告示第439号で告示した指定に係る保安林の森林所有者の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、保安林に指定する通知の内容を黒潮町役場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。 平成22年7月30日 高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 所在不明の森林所有者 (1) 登記簿記載の住所</p>

幡多郡田ノロ村御坊畑19番屋敷

(2) 氏名

松本 竹次

2 保安林に指定する通知の要旨

(1) 指定に係る保安林の所在場所

幡多郡黒潮町御坊畑字ホトガナロ881、字ヌタツボ919、字下クタセ976のイ、976のロ、977のロ、字上ウツゲジリ1004、1005、1006の1、1007の4、字ウチノ尾1076、1077、字池ノ谷1096の3、字下池ノ谷1097の4、字ヲリ山1098の1、字シイノキ谷1100の6、1100の7、字上ノダン1138、字コラジン1148、1149、1152から1154まで、字ラクタクボ1161、1163、字ラクウチピラ1173のイ、1173のロ、1174の3、1176、1178

(2) 指定の目的

水源のかん養

(3) 指定施業要件

立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種について

高知県告示第475号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条の17第1項の規定により、廃棄物が地下にある土地の区域を次のとおり指定する

平成22年7月30日

高知県知事 尾崎 正直

1 指定区域

幡多郡黒潮町佐賀字上灘山3235番2の一部

2 埋立地の区分

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）第12条の31第2号に掲げる埋立地

高知県告示第476号

安芸郡東洋町生見の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により国土調査の成果として認証したので、同条第4項の規定により次のとおり告示する。

平成22年7月30日

高知県知事 尾崎 正直

1 調査を行った者の名称

東洋町

2 調査を行った地域及び時期

安芸郡東洋町生見の一部

平成18年度及び平成19年度

3 成果の名称

東洋町地籍図及び地籍簿

4 認証年月日

平成22年7月30日

高知県告示第477号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成22年7月30日から2週間高知県土木部道路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成22年7月30日

高知県知事 尾崎 正直

1 道路の種類 県道

2 路線名 窪川船戸

3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
高岡郡四万十町七里 字梶株甲4番1から 高岡郡四万十町市生 原字城ヶ森9番1ま で	前	4.9 }	333
	後	17.5 }	333
		35.9	

高知県告示第478号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成22年7月30日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央東土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成22年7月30日

高知県知事 尾崎 正直

1 道路の種類 県道

2 路線名 山北野市

3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
香南市野市町東野字 レノ丸270番1地先 から 香南市野市町東野字 レノ丸267番1まで	前	3.8 }	67
	後	5.8 }	67
		6.3	

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、平成22年7月16日から2週間高知県文化生活部県民生活・男女共同参画課において縦覧に供する。

平成22年7月16日（揭示済）

高知県知事 尾崎 正直

申請のあった年月日	定款変更に係る特定非営利活動法人			
	名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成22年7月16日	特定非営利活動法人みはらあさざり会	兵頭 弥久一	幡多郡三原村大字宮ノ川1444番45号	この法人は、三原村及びその住民に対して、活気ある村づくりの推進を図るために、農林業の活性化活動、交流人口拡大による地域活性化、地域自然環境の保全（整備とその維持）、地域資源の活用、地域経済活動の活性化、高齢者と子どもとの交流に関する事業を行い、もって公益の増進に寄与することを目的とする。

ふぐ取扱い条例（昭和36年高知県条例第34号）第11条第1項の規定による平成22年度ふぐ処理師試験を次のとおり行う。

平成22年7月30日

高知県知事 尾崎 正直

1 試験の期日

平成22年10月20日（水）

2 試験の場所  
高知市南久万58-1 RKC調理師学校

3 試験科目及び時間  
(1) 筆記試験(午前10時から) 食品衛生学、ふぐの知識及び衛生関係法規  
(2) 鑑別試験(午前11時30分から) ふぐの種類及び部位の鑑別  
(3) 実技試験(午後1時30分から) ふぐの処理の実技

4 受験の手続  
県所定の様式による受験願書1通に次の書類を添えて提出すること。  
(1) 2年以上ふぐ処理に関する知識及び技能を習得した旨を直接指導したふぐ処理師が証明した証明書1通  
(2) 写真1枚(名刺型とし、出願前3月以内に撮影した正面、脱帽及び上半身像で、裏面に氏名を記載したもの)

5 受験手数料  
5,280円(高知県収入証紙を受験願書にはり付けて納付すること。)

6 受験願書の受付期間  
平成22年9月15日(水)から同月24日(金)まで(日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条に規定する休日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分までの間に受け付ける。  
なお、郵送による場合は、平成22年9月24日付けの消印のあるものまで受け付ける。

7 受験願書の提出先  
(1) 県内居住者は、住所地又は営業所を所管する福祉保健所(当該住所地又は営業所が高知市である場合にあっては、高知市保健所)  
(2) 県外居住者は、高知県健康政策部食品・衛生課(高知市丸ノ内一丁目2-20)

8 その他の注意事項  
(1) 受験願書を郵送する場合は、封筒の表面に「受験願書在中」と朱書きし、書留郵便とすること。  
(2) 受験者は、試験当日、受験票及び受験票に指示している物を持って午前9時50分までに試験の場所に集合すること。  
(3) 不明な点については、高知県健康政策部食品・衛生課(電話番号088-823-9672)又は最寄りの福祉保健所に問い合わせること。

-----  
**収 用 委 員 会 公 告**  
-----

土地収用法(昭和26年法律第219号)第45条の2の規定により、収用及び使用の裁決手続の開始を決定したので、次のとおり公告する。

平成22年7月30日  
高知県収用委員会会長 岡村 直彦

- 1 起業者の名称  
国土交通大臣
- 2 事業の種類  
一般国道55号改築工事(南国安芸道路・香南市香我美町徳王子字花宴地内から安芸郡芸西村西分字浅津地内まで)並びにこれに伴う附帯工事並びに県道及び農業用道路付替工事
- 3 収用の裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等  
安芸郡芸西村西分地内

字	地番	地目		地積		裁決手続の開始を決定した土地の面積
		登記簿	現況	登記簿	実測	
アゾウ谷	甲2903番	墓地	墓地	92㎡	119.98㎡	23.90㎡

収用の裁決手続の開始を決定した土地の区域は、別図のとおりである。  
(「別図」は、省略し、高知県収用委員会事務局において縦覧に供する。)

4 使用の裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等  
安芸郡芸西村西分地内

字	地番	地目		地積		裁決手続の開始を決定した土地の面積
		登記簿	現況	登記簿	実測	
アゾウ谷	甲2903番	墓地	墓地	92㎡	119.98㎡	3.17㎡

使用の裁決手続の開始を決定した土地の区域は、別図のとおりである。  
(「別図」は、省略し、高知県収用委員会事務局において縦覧に供する。)

5 土地所有者の住所及び氏名  
不明。ただし、登記簿表題部所有者  
住所不明 持分6分の1 松本銀蔵

住所不明 持分6分の1 松本喜久吾  
住所不明 持分6分の1 松本亀七  
住所不明 持分6分の1 松本宗兵衛  
住所不明 持分6分の1 松本芳松  
住所不明 持分6分の1 安並春吉

なお、  
(1) 松本銀蔵の住所が安芸郡西分村長谷寄113番屋敷に確定した場合  
亡松本銀蔵相続人不明。ただし、判明している相続人  
福岡県北九州市門司区藤松三丁目1番19号 池田 茂  
東京都世田谷区下馬二丁目26番15-902号 池田 憲治  
東京都世田谷区船橋一丁目37番15-310号 新谷 直代  
福岡県北九州市小倉北区緑ヶ丘一丁目3番18号 松本 喜美  
福岡県福岡市東区美和台一丁目7番7号 遠藤 葉子  
広島県大竹市黒川三丁目2番1号 松本 直樹  
福岡県北九州市小倉北区緑ヶ丘一丁目3番18号 松本 千昌  
大阪府大阪市此花区高見一丁目1番19-1014号 田淵 吉則  
奈良県奈良市佐保台三丁目902番地の134 田淵 康裕  
奈良県生駒市有里町93番地 ニューライフ関屋309 服部 恵美子  
高知市杉井流13番5号 田中 美貴子  
安芸郡芸西村和食甲1283番地4 國澤 比佐子  
高知市加賀野井一丁目17番3号 中内 淳  
香南市野市町大谷39番地 松本 謙三  
大阪府大阪市平野区加美南四丁目3番30-905号 松本 明  
香南市野市町大谷39番地 松本 昌子  
香南市野市町大谷62番地3 松本 貴子  
香南市野市町大谷62番地3 松本 和彦  
大阪府柏原市本郷四丁目114番地の20 青木 治彦  
兵庫県伊丹市南鈴原一丁目83番地 岡 美津  
香南市野市町大谷53番地1 松本 丞治  
安芸市赤野乙.86番地 岡林 フキ  
香南市香我美町徳王子3270番地1 門脇 郁子  
安芸郡芸西村馬ノ上1188番地1 寺川 美貴  
兵庫県明石市和坂一丁目15番5-431号 山崎 敬子  
兵庫県明石市和坂一丁目15番5-431号 山崎 有里子  
千葉県千葉市稲毛区小仲台七丁目6番1号 レクセル  
稲毛パークス502号 山崎 雄紀

安芸郡芸西村馬ノ上445番地 山崎 恒夫  
 神奈川県大和市林間一丁目20番28号 北原 晶江  
 神奈川県大和市下鶴間1547番地1 スプルーヌ103  
 松本 雄二郎

(2) 松本喜久吾の住所が安芸郡西分村長谷寄110番屋敷に  
 確定した場合  
 亡松本喜久吾相続人  
 安芸郡芸西村西分甲2788番地1  
 持分12分の1 松本 守夫  
 安芸郡芸西村西分甲2788番地1  
 持分12分の1 松本 久子

(3) 松本亀七の住所が安芸郡西分村長谷寄105番屋敷に確  
 定した場合  
 亡松本亀七相続人  
 安芸郡芸西村西分甲2712番地  
 持分18分の1 吉田 庵  
 安芸郡芸西村西分甲2795番地1  
 持分18分の1 松本 晴夫  
 安芸郡芸西村西分甲2814番地1  
 持分18分の1 松本 匡行

(4) 松本宗兵衛の住所が安芸郡西分村長谷寄106番屋敷に  
 確定した場合  
 亡松本宗兵衛相続人不明。ただし、判明している相続人  
 住所不明 中内 幸子  
 香南市野市町中ノ村609番地1 中内 英譽  
 大阪府大阪市西淀川区姫島一丁目11番23号  
 藤田 紀子  
 香南市野市町みどり野東二丁目51番地 中内 英明  
 香南市野市町中ノ村609番地1 中内 満雄  
 香南市香我美町岸本381番地2 小松 淑子  
 アメリカ合衆国ニューヨーク州ニューヨーク市ルーズ  
 ベルトアイランドメインストリート531番地1106号室  
 西森 眞佐

(5) 松本芳松の住所が安芸郡西分村長谷寄91番屋敷に確定  
 した場合  
 亡松本芳松相続人不明。ただし、判明している相続人  
 高知市高須二丁目9番5号 岡崎 幸子  
 京都府京都市左京区北白川久保田町26番地  
 濱田 恵子  
 安芸市本町一丁目7番4号 白石 留喜  
 愛知県名古屋港区当知三丁目3801番地(当知住宅1  
 棟825号) 大野 敏子  
 安芸郡芸西村西分甲2726番地 長崎 順一郎  
 香南市夜須町手結山440番地 山崎 ヤスミ  
 安芸市土居1884番地 細川 隼男

安芸市土居1884番地 細川 達充  
 吾川郡いの町天王南四丁目6番地2 畠山 知佐子  
 安芸郡芸西村西分甲2619番地1 白石 節美  
 安芸郡芸西村西分甲2619番地1 白石 雅嗣  
 香南市夜須町千切1149番地 小松 守  
 東京都中野区南台二丁目18番10号 白石 恕人  
 神奈川県横浜市保土ヶ谷区瀬戸ヶ谷町79番地の61  
 中平 敬子  
 神奈川県藤沢市本藤沢七丁目3番7号 山中 雍子  
 東京都大田区鶴の木三丁目25番11号 久保田 詩子  
 安芸郡芸西村西分甲2195番地3 白石 恭子  
 東京都世田谷区桜新町一丁目19番21号 北村 綾子  
 ブラジル連邦共和国パラナ州ロンドリーナ市プレフェ  
 イトウゴカブラウ通り1174-701 岡村 美智  
 ブラジル連邦共和国パラナ州ロンドリーナ市リオデ  
 ジャネイロ961 吉田 功  
 ブラジル連邦共和国パラナ州ロンドリーナ市マンゲイ  
 ラ通り454 吉田 博明  
 安芸市赤野乙1819番地 小松 良根  
 安芸郡芸西村西分乙297番地 小松 元恵  
 高知市中宝永町10番16号 山崎 勝  
 住所不明 山崎 清  
 住所不明 山崎 英  
 住所不明 山崎 静  
 大阪府豊中市蛭池中町三丁目12番9号 公文 弘子  
 安芸郡芸西村西分甲2578番地15 大元 昌  
 安芸郡芸西村西分甲2578番地10 大元 康廣

(6) 安並春吉の住所が安芸郡西分村長谷寄111番屋敷に確  
 定した場合  
 亡安並春吉相続人  
 高知市万々392番地1 持分12分の1 安並 美恵子  
 高知市南久万103番地22 持分24分の1 森 佐恵  
 高知市万々392番地1 持分24分の1 山崎 理恵

6 土地に関して権利を有する関係人の住所、氏名及びその権利  
 の種類  
 なし

7 裁決手続の開始を決定した年月日  
 平成22年7月7日

-----  
そ の 他  
-----

地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第22条第3項の規定により、平成21年度の決算の要旨を公告する。  
平成22年7月30日

高知県市町村職員共済組合 理事長 板原 啓文

## 損益計算書の要旨

(単位：千円)

経理区分	短期	長期	預託金管理	業務	保健	宿泊	貯金	貸付	物資
負担金	2,891,950	9,214,857		100,295	137,553				
特定健康診査等収入					27,214				
掛金	2,942,472	4,814,123			134,776				
施設収入・商品売上						121,039			15,763
基礎年金交付金									
利息及び配当金			121,816	313			763,133	362	
その他の収入	383,376			40,324	12,510	44,328	475	148,418	18,906
他経理から繰入				18,458					
前年度支払準備金	471,035								
前年度繰越長期給付積立金									
計	6,688,833	14,028,980	121,816	159,390	312,053	165,367	763,608	148,780	34,669
給付	3,155,145								
役員給与				67,657	25,728	56,362	65,428	5,895	
旅費・事務費				11,228	3,133	1,763	4,402	2,311	521
商品仕入						1,731			14,538
飲食材料費						23,096			
委託費・委託管理費				1,022	4,205	30,302	5,691	20	317
支払利息						9,664	546,253	114,876	3,709
連合会払込金	85,323							11,696	
前期高齢者納付金	1,074,045								
後期高齢者支援金	958,641								
病床転換支援金	801								
老人保健拠出金	57								
退職者給付拠出金	184,885								
基礎年金拠出金負担金									
他経理へ繰入	18,458								
その他の支出	611,103	14,028,980	121,816	75,469	207,133	159,344	36,345	18,684	16,208
次年度支払準備金	487,418								
次年度繰越長期給付積立金									
計	6,575,876	14,028,980	121,816	155,376	240,199	282,262	658,119	153,482	35,293
差引当期利益金又は当期損失金(△)	112,957	0	0	4,014	71,854	△ 116,895	105,489	△ 4,702	△ 624

## 貸借対照表の要旨

流動資産	472,797	757,987	2,022,931	289,104	205,431	358,289	6,303,452	247,055	333,241
固定資産			4,468,360	1,088	128	1,261,450	42,131,808	4,671,998	18
繰延資産					6,946		5,186		
資産合計	472,797	757,987	6,491,291	290,192	212,505	1,619,739	48,440,446	4,919,053	333,259
流動負債	33,829	757,987		4,900	28,722	111,109	43,173,184	341	1,751
固定負債	487,418		6,491,291	132,828	22,063	1,178,914	63,005	4,669,930	279,657
負債合計	521,247	757,987	6,491,291	137,728	50,785	1,290,023	43,236,189	4,670,271	281,408
資本剰余金				647		150,000			
積立金					161,720				
利益剰余金又は欠損金	△ 48,450			151,817		179,716	5,204,257	248,782	51,851
資本合計	△ 48,450	0	0	152,464	161,720	329,716	5,204,257	248,782	51,851
負債・資本合計	472,797	757,987	6,491,291	290,192	212,505	1,619,739	48,440,446	4,919,053	333,259

-----  
正 誤  
-----

公報日付	公報番号	種類	ページ	欄 (行)	正	誤
平22・6・1	9242	○告示	1	中 (39・40)	北川村 馬路村	北川村
				右 (5)	1,520.51	2,898.85
					75.32	147.83
				右 (22)	122.86	629.68
平22・6・4	9243	○告示	3	中 (12・13)	四万十市西土佐橘字名尻山1170の8から10まで・1170の15・字大川 平山1171の8・1171の10(以上6筆国有林)、1171の7	四万十市西土佐橘字名尻山1170の8から10まで・1170の15・1171の 8・1171の10(以上6筆国有林)、1171の7
平22・6・18	9247	目次	1	中 (7・8)	○一般競争入札(指紋、掌紋情報管理システムの借入)の公告	○一般競争入札(指紋、掌紋情報管理システムの借入)
平22・6・29	号外25	○告示	1	中 (22)	高知県告示第411号の2	高知県告示第411号
平22・7・13	9254	目次	1	左 (30・31)	○一般競争入札(土佐NET端末の借入れ)の公告	○一般競争入札(土佐NET端末の借入れ)
				左 (33・34)	○一般競争入札(四輪車用運転シミュレータ(集合講習用)の借入れ)の公告	○一般競争入札(四輪車用運転シミュレータ(集合講習用)の借入れ)